

1 はじめに

特別支援教育が導入されることに伴い、我が国における特殊教育の制度や在り方などが大きく変容していくと考えられる。例えば、現在は盲、聾、養護学校と障害種別に設置されている学校が、地域の特別支援教育に係るセンター的機能を担うようになり、様々な障害のある児童生徒を指導・支援していく必要性が出てくる。また、障害の多様化に伴って、養護学校においても、聴覚や視覚に障害を併せ有する児童生徒の就学も今後予想される。

我が国では、聴覚及び視覚に障害を併せ有する児童生徒の指導方法について、いくつかの実践が確立されているものの、その障害ゆえに、児童生徒自身の力だけではコミュニケーション手段の獲得が非常に困難であり、また、指導者にとっても指導が非常に難しい分野である。しかし、たとえどのような障害があっても、自分の思いを表現でき、相手と通じ合えることは大切であり、我々はその獲得に向けた指導方法を構築していかねばならない。

我が国では、障害種別に区分し、盲学校及び聾学校において指導を行っているが、ハワイ州では、障害種別に区分することなく、盲聾センターにおいて、視覚聴覚障害を併せ有する児童生徒も含めて、それぞれの専門的な立場から協力しながら指導している。

今回の調査研究において、我が国とは異なった支援体制で実施している具体的な指導方法等について調査することを通して、今後の我が国における聴覚及び視覚に障害を併せ有する児童生徒の指導の一助としたい。

また、ハワイ州における障害者に対する環境整備の状況についても、併せて調査することとする。

2 調査研究期間及び派遣先

(1) 派遣期間 平成16年12月12日(日)～平成17年3月11日(日)
90日間

(2) 派遣先 米国ハワイ州ホノルル

3 調査研究課題

(1) 聴覚及び視覚に障害を併せ有する児童生徒のコミュニケーション方法の獲得について

(2) ハワイ州での福祉制度について

4 調査研究内容

(1) ハワイ州における盲聾教育事情

2004年のハワイ州における3歳～20歳までの幼児児童生徒数は約25万人である。視覚障害児および聴覚障害児の出現率はそれぞれ300分の1といわれており、約830人ずつの視覚障害児、聴覚障害児が存在する。しかし、ハワイ州全島の中で、盲聾学校に相当するものはハワイ盲聾センター1校のみで、在籍児童生徒数は90名である。このことから、多くの視覚障害児及び聴覚障害児が各地域の普通学校に在籍していることがわかる。

普通学校における盲聾教育

具体的には、下記ア～ウのとおりである。

ア ノーマルクラス

イ リソースルーム

ウ セパレートクラス

我が国の特殊学級に相当し、学習時間の60%以上は、特殊学級内で教育を受け、パートタイムで通常学級の授業を受ける。

さらに、聴覚障害児への指導方法については、以下の選択肢が与えられている。

・口話法を中心とした指導

・口話法と手話法を併用した指導

・手話法を中心とした指導（ハワイ盲聾センターがこれに相当する）

普通学校におけるサービス

上記ア～ウで学習する児童生徒や担当教師に対しては、下記のようなサポートがある。

ア 巡回サービス

言語療法士などの資格を持ったサポート職員が各学校を巡回し、個別指導もしくは小集団での指導を行う。

イ クラス内サービス
 チューター、補助員、手話通訳等が通常学級における児童生徒や教師へのサポートを行う。

Hawaii Center for Deaf and Blind (ハワイ盲聾センター)における指導方法等

ア ハワイ盲聾センターについて

ハワイ州全島のなかで盲聾学校に相当するのは、この盲聾センター1校のみである。オアフ島ホノルルに位置し、3歳児から18歳までの全島からの入学希望者を受け入れている。他島からの児童生徒及びオアフ島内でも通学が困難な児童生徒は、寄宿舎に入舎し、毎週末に帰省している。その際の生徒および送迎職員の往復の飛行機代を含む交通費はすべて州政府が賄っている。また、教科書代、給食費などの教育関連費用もすべて無償である。

2004年の在籍生徒90名の障害の内訳は以下のとおりである。

聴覚障害のみ	84名
聴覚・視覚障害を併せ有する	1名(4歳 幼稚部)
聴覚障害・弱視・病弱を併せ有する	1名(小学部)
聴覚・視覚・知的障害を併せ有する	3名(9歳 14歳 17歳 重度重複学級)
視覚・言語障害を併せ有する	1名(17歳 重度重複学級)

イ 教育方針

児童生徒それぞれに応じた適切な個別教育計画を作成し、その計画に基づいてコミュニケーション手段を獲得するため、手話及び言語サインを中心とした指導を行う。

当センターでは、幼稚部段階から手話と言語サインによる学習を行っている。

一方、軽度の聴覚障害児や口話法を中心とした指導を希望する場合は、地域の学校だけでなく、他の施設で学習する機会も保障されている。

ウ 盲聾児の指導の実際(2名の盲聾児を対象として)

(ア) 対象児童Aについて(幼稚部4歳女児)

視覚障害の程度・・・(全盲)物を5cmぐらい目に近づけると色の識別ができる程度

聴覚障害の程度・・・(全聾)補聴器を装着しているがあまり効果が見られない。

a 指導目標

インテグレートまたは卒業後の健常者との望ましい関わりを目指して

・具体物を用いた伝達手段の獲得(担任とのコミュニケーション)

・具体物による伝達からサイン言語への理解と移行

b 特徴的な時間割(日案 毎日この形態で1年間繰り返される)

~ 8 : 00	スクールバスでの登校(1)	10 : 00	おやつ及びトイレ指導
8 : 00	全校朝会	10 : 25	歩行指導、遊具遊び(3)
8 : 05	朝食指導及びトイレ指導	11 : 00	昼食指導
8 : 30	個別学習	11 : 30	中庭での粗大遊び
8 : 45	三輪車(校内を2周する)	12 : 10	絵本による学習
9 : 00	朝の会(2)	12 : 30	午 睡
9 : 10	感触遊び	13 : 45	下校指導
9 : 55	片付け、手洗い	14 : 15	スクールバス 出発

1 他の幼稚部生は、全校朝会までに朝食を食べ終え、朝会后、個別学習を行う。

2 自分の周囲に誰がいるか(教師、友達)感触遊びで何をしたいか選択する。

3 学校近くの公園へ行き、ブランコ、滑り台などで遊ぶ。

幼稚部4歳までは、障害の程度に関係なく、上記の時間割に基づいた個別学習が中心である。特に盲聾児は予定の変更を理解するのに時間がかかり、見通しを持つことが難しい傾向があるため、毎日の繰り返しが非常に重要である。

c 具体物や物の一部を用いてのコミュニケーション指導例

作業学習伝達ボードを用いた指導

(手順1) 補聴器を装着する。

(手順2) ボタンを添付したカードを左側から1枚ずつ取り外し(写真1)、同じボタンの箱に貼り付け(写真2~4)、箱の中の作業を順番に行う。

(手順3) ボードの右端には、A児の好むおもちゃを置き、すべての課題終了後に手に取らせる。



(写真1)



(写真2)



(写真3)



(写真4)



(写真5)

(写真2) コップを大きさの順に重ね1つに収める。

(写真3) ブロックを組んで1本にする。

(写真4) ひも通し

(写真5) 教室の一角に設置したA児の個別学習専用テーブル

周囲からの刺激をできるだけ抑え、常にこの場で学習を繰り返すことで、今が学習の時間であることを認識するようになり、集中して取り組むことができる。テーブルの右下にある箱に、作業を終えた箱をその都度入れていき、テーブル上に物がなくなることで学習の終了を理解することができる。

d 1日の学習内容を把握させるための教材



(写真6)



(写真7)



(写真8)



(写真9)

カレンダーボックス(写真6)と呼ばれる教材の中に、学習内容がわかるヒントとなる自作カード(写真7、8)を教師があらかじめ入れておく。A児はボックスの左からカードを取り出し、見たり、凸部に触れて学習内容を理解する。学習が終わると、別の箱にカードを収め終了の確認をさせる。ボックス内の仕切り板と、カードが順番になくなっていくことで、スムーズな気持ちの切り替えを狙っている。

(写真7)「三輪車に乗ることを知らせるカード」

ヘルメットのひもの一部を取り付けている。

(写真8)「近隣の公園に行くことを知らせるカード」

公園で乗るブランコのチェーンを取り付けている。

(写真9)「学習内容の変更を知らせるカード」

クラス担任が作成した、A児に対して学習内容の変更を知らせるための独自のカードである。例えば、公園に行く予定であったが、突然の雨で中止になった場合や、他学部の行事への参加などでいつもの内容と変更がある場合に、カードの上にこれを置き、変更を知る判断材料としている。

特に幼少時の盲聾児にとっては、いつものパターンが変わると、理由がわからず、パニックを起こしやすいため、非常に重要なカードだといえる。

e 具体物やカード使用におけるコミュニケーション手段の獲得の発展



(写真10)



(写真11)

感触遊びを知らせるサインとして、入学当初は(写真10)のカードを用い、教師が道具を与えていたが、現在では、いくつかの具体物やカードから2~3種類の活動内容を本人自身で選択し(写真11)順番に取り組んでいる。また、カードによる判断に加え、サインを併用し、コミュニケーションを図っている。

(イ) 対象児童Bについて (重度重複クラス9歳男子)

視覚障害の程度・(弱視)右目は全盲であるが、左目を使って2 mほど前方の物や動きを見分けることができる

聴覚障害の程度・(全ろう)補聴器は装着していない

他の障害の程度・軽度知的障害、車椅子の利用

B児用の週時程

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	
8:00	朝食指導・全校朝会・トイレ指導					
8:30	校外学習 (ダイエー) 実際に野菜や 物に触れ、言 葉 の学習を行う ・おやつ	小学部(3、4年生)教室に移動 ・絵本による個別学習 ・朝の会(曜日、日付の確認) ・筆記学習(アルファベット 2週間で一つの文字)				
10:30		STによる 個別学習 サインの獲得	9:30~ 校外学習 オープン マーケット	クラスでの 個別学習	OTによる 個別学習	
11:30	給食指導・トイレ指導・休憩					
12:15	ビデオ視聴(基本的手話表現シリーズ)					
13:15	PTによる 個別学習	歩行学習、手指の操作の学習 造形的活動など			トイレ指導 下校準備	
14:15	水分補給、トイレ指導、下校準備					

B児のコミュニケーション手段獲得のための特徴的な指導例

- ・ 年間を通した同じ場所での校外学習の実施
- ・ 課業時間内にすべて組み込まれたOT、PT等の専門家派遣指導

(3) ハワイ州における福祉制度

ADA(アメリカ障害者法)に基づいた制度

ADA(Americans With Disabilities Act)は、障害者の人権を守り、法を基に、社会の中で平等に人権を主張できるようにと、1990年7月26日に制定された。この背景には、障害者自身が立ち上がり、様々な運動を展開してきたことによる。

HCIIL(Hawaii Centers for Independant Living)での調査

ア ハワイ自立生活センター(Hawaii Centers for Independant Living)とは

当該センターは、障害者の自立と社会への完全参加を目指し、1981年に非営利団体として設立された。毎年1,500人以上の障害者にサービスを提供し、2,000以上の情報を社会に提供している。職員20名のほとんどが何らかの障害を有している。同じような障害を有していることで、利用者は相談を持ちかけやすく、また、様々な相談に対し、自分たちのこれまでの経験を基に、より丁寧に答えていくことができるという利点がある。

イ サービス内容

- (ア) 情報提供や照会・・・障害年金の取得方法、住宅の照会など
- (イ) 自立生活技術訓練・・・日常生活の向上を目指した様々な技術訓練
金銭の管理・運用、買い物、交通手段の利用、コミュニケーションなど
- (ウ) ピアネットワーク・・・障害者同士の交流、組織化
- (エ) 権利擁護・・・地域社会への技術的援助、障害者との関わりに対する指導

ウ 主な相談内容

障害者基礎年金の手続き、金銭管理・運用に関する相談が最も多い。就職先での対人関係や、待遇、離職に関する相談についてはほとんどない。

障害を有する人の移動のための施策について

障害者に対する福祉施策の一環として、「Handi-Van」がハワイ州独自で運営されている。

ア Handi-Van の設立

ハワイ州においては、すべての公共バスが車椅子対応型であり、安全かつ快適に利用することができるが、重度の障害者にとってバス停までの移動が困難な場合や、長時間の移動に支障をきたす場合、公共交通機関をより快適に利用できるように、約20年前にハワイ州がHandi-Van社を設立した。

イ サービスの形態

当社にはS~Lサイズのバンを合計100台所有しており、それぞれの車に車椅子用リフトが付いている。

運行経路は一般のバスルートの基本としているが、Curb to Curb(縁石から縁石まで)と言われ、利用者の家の近くの通りまで運んでくれる。

ウ 利用方法、料金体系など

料金は一般のバス利用と同じく片道2ドル（ハワイ州は距離に関係なく一律2ドル）で、介護者及び盲導犬・介助犬は無料である。友人が同乗する場合は1名につき2ドル必要である。

(5) 障害者に対する環境整備状況

盲聾センターの冬休み期間を利用し、12月21日～28日までの8日間、車椅子を用いて、道路や施設などの整備状況調査を行った。

スーパーマーケットにおける整備状況

ア 調査内容

古くからあるスーパーと新規にオープンしたスーパーにおいて、ADA施行により施設整備状況がどのようになされているかを比較した。

イ 調査結果

いずれの施設も障害者にとっては、非常に利用しやすいものになっている。例えば、障害者が介助を必要としなければ、むやみなサービスはされず、逆に必要ならば店員が一人専属で付き、買い物の介助がなされる。通路の幅、レジの周囲も十分に広く取られている。

さらに新規のスーパーでは、

- ・通路の幅が一回り広く、またすべてのレジの通路が広がっているので、どこでも、より楽に車椅子で移動できる。
- ・買い物かごの大きさが、平均的な車椅子の幅に合わせてあり、膝の上にカゴを置いて移動しやすい。
- ・車椅子及び電動カートが何台も設置され、自由に使用できる。

公共交通機関（島内一般バス）における整備状況

前述のとおり、すべてのバスが障害者対応になっている。2台分車椅子を固定できるスペースがあり（跳ね上げ式のシートになっており、利用者がいない場合は一般客が座れる）、安全で快適に乗車できる。

5 考 察

盲聾センターにおける指導の実際や、講習会等から学んだことを通して、盲聾児がコミュニケーション手段を獲得していくために、以下の点を重視した指導が必要である。

- (1) コミュニケーション手段の獲得を目指した個別指導の充実
- (2) 円滑な対人関係を築くための校外活動の量及び質の向上
- (3) 様々な専門的分野からの指導体制の充実

6 まとめ

今回の調査研究を通して、障害児教育の発展と、障害児者の理解とその啓発のためには、健常児者の心の教育がまず基本になることが明らかになった。

日本は障害者に対するハード面でのバリアフリーは進歩している。しかし、ソフト面（心の面）でのバリアフリーが、ハワイと比べ遅れていると再認識した。指導技術の研究も大切であるが、自分の心を開き人を信じる精神、また、障害者も健常者も皆平等で誰もが同じ一つの社会で生きているという精神でもあるアロハスピリットが共生社会の基本である。ハワイの人々に、このような精神が根付いていることが、障害者の暮らしやすい州と言われる所以であろう。

我が国では、確かに様々な見地からのバリアフリー化が推進されてはいる。例えば、国土交通省からは、「ユニバーサルデザインの考え方に基づく総合的なバリアフリー化の推進」として、環境の整備や情報の提供が行われている。

しかし、施設、設備面の充実に対して「心のバリアフリー」については、最後は個人の判断に委ねられるため、様々な施策が即時に反映されていくとは限らない。長期にわたる啓発を重ねるなかで、育っていくものである。その一方法として、高等部段階での障害児と健常児の交流及び共同学習を、より積極的に推進させるよう提起したい。

例えば、作業学習と農業の授業をタイアップさせて、お互いの学校を定期的に行き来し、単位交換ができるようなシステムを作れば、生徒、教師を含めた学校間の交流が密になり、障害者の理解とその啓発につながると考える。